# 閣 議 及 び 閣 僚 懇 談 会 議 事 録

開催日時：令和８年９月２５日（金）　　９：５８～１０：０９

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出 席 者：高　市　早　苗　内閣総理大臣
藤　井　比早之　国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
山　下　貴　司　国務大臣（法務大臣、内閣府特命担当大臣）
片　山　さつき　国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
関　　芳　弘　国務大臣（文部科学大臣）
上　野　賢一郎　国務大臣（厚生労働大臣）
簗　　和　生　国務大臣（農林水産大臣）
井　林　辰　憲　国務大臣（国土交通大臣）
笹　川　博　義　国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小　泉　進次郎　国務大臣（防衛大臣）
木　原　　稔　国務大臣（内閣官房長官）
古　川　俊　治　国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
細　野　豪　志　国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
葉　梨　康　弘　国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
中　司　　宏　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城　内　　実　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田　紀　美　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：茂　木　敏　充　国務大臣（外務大臣）
赤　澤　亮　正　国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：尾　﨑　正　直　内閣官房副長官
中　西　祐　介　内閣官房副長官
露　木　康　浩　内閣官房副長官
岩　尾　信　行　内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。
〇政令　　２２件
〇人事　　３件
いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾﨑副長官から御説明申し上げます。

○尾﨑内閣官房副長官：政令２２件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣官房、内閣府本府及びサイバー通信情報監理委員会事務局の組織令」の各一部改正令は、所掌事務の変更等を行うものであります。

次に、「防災庁設置法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年１１月２日とするものであり、「防災庁組織令」及び「防災庁設置法等の施行に伴う関係整備政令」は、同法等の施行に伴い、同庁に置かれる職の設置、その他関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「国家戦略特別区域を定める政令の一部改正令」は、同区域に、十勝管内１９市町村の区域を追加するものであります。

次に、「国家公務員共済組合法施行令等」、「地方公務員等共済組合法施行令等」及び「私立学校教職員共済法施行令等」の各一部改正令は、各共済制度の組合員等となる短時間労働者の範囲を拡大する等の改正を行うものであります。

次に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部改正令」は、革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対して当該実用化に必要な支援を行う事業等を定めるものであります。

次に、「栄養士法施行令等の一部改正令」は、管理栄養士の免許の申請等について、電子情報処理組織を使用する場合は、住所地の都道府県知事を経由することを要しないこととする等の改正を行うものであります。

次に、「健康保険法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和９年４月１日とするものであります。

次に、「雇用保険法施行令の一部改正令」は、令和８年熊本地震により被害を受けた職業能力開発校等の施設及び設備の災害復旧に要する経費について、補助率を引き上げる特例を定めるものであります。

次に、「食糧法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和９年４月１日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う経過措置令」は、主務大臣の権限の委任規定の整備等所要の経過措置を定めるものであり、「食糧法施行令の一部改正令」は、届出・定期報告を義務付ける事業者の範囲等を定めるものであります。

次に、「農業近代化資金融通法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年１０月１日とするものであり、「農業近代化資金融通法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度額の引上げ等を行うものであります。

次に、「土地区画整理法施行令の一部改正令」は、土地区画整理審議会の委員候補者等の住所の公告に係る規定を整備するものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年１０月１日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整理政令」は、自衛官候補生の廃止に伴い、同候補生の身分に関する規定を

削除する等、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、山下法務大臣が、第１５回国際連合犯罪防止刑事司法会議出席等のため、本日から２８日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外山三博外７８３名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、元特命全権大使岡田隆外１名の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、天皇皇后両陛下の熊本県行幸啓について、申し上げます。天皇皇后両陛下には、令和８年熊本地震による被災地お見舞いのため、９月２９日、熊本県へ行幸啓になります。なお、当日荒天の場合は、御日程の変更があります。

次に、総務大臣。

○藤井国務大臣：高市総理とも御相談の上で斎藤アレックス総務副大臣及び島田智明総務大臣政務官に、国会対応も含め、郵政民営化を担当する大臣としての私の補佐をするよう指示いたしましたので、御報告いたします。

○木原国務大臣：次に、財務大臣。

○片山国務大臣：高市総理とも御相談の上、進藤金日子財務副大臣及び白坂亜紀財務大臣政務官に、国会対応も含め、租税特別措置・補助金見直しを担当する大臣としての私の補佐をするよう指示いたしましたので、御報告いたします。

○木原国務大臣：次に、文部科学大臣から２件御発言がございます。

○関国務大臣：高市総理とも御相談の上、青山周平文部科学副大臣及び山本大地文部科学大臣政務官に教育未来創造会議に関する事務を担当する大臣としての私の補佐を、国会対応も含め、行うよう指示いたしましたので、御報告いたします。

○関国務大臣：国立研究開発法人防災科学技術研究所の長、国立大学法人京都大学をはじめ２の国立大学法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○木原国務大臣：次に、経済産業大臣臨時代理たる城内大臣から御発言がございます。

○城内国務大臣：赤澤経済産業大臣から、高市総理とも御相談した上で宮本周司経済産業副大臣及び若山慎司経済産業大臣政務官に、国会対応も含め、産業競争力を担当する大臣としての赤澤大臣の補佐をするよう指示されておりますので、御報告いたします。

○木原国務大臣：次に、国土交通大臣。

○井林国務大臣：高市総理とも御相談の上、水循環政策については、加藤鮎子国土交通副大臣及び草間剛国土交通大臣政務官に、国際園芸博覧会については、朝日健太郎国土交通副大臣及び草間剛国土交通大臣政務官に、特定複合観光施設区域整備推進については、朝日健太郎国土交通副大臣及び草間剛国土交通大臣政務官に、それぞれ国会対応も含め、担当大臣としての私の補佐をするよう指示いたしましたので、御報告いたします。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
○高市内閣総理大臣：山下大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、葉梨大臣を臨時代理とすることといたします。
○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。
御発言はございますか。
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

［別　添］

# 閣　議　案　件　（令和８年９月25日）（金）

◎政　令

資料あり　○内閣官房組織令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房）

〃　○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）

〃　○サイバー通信情報監理委員会事務局組織令の一部を改正する政令（決定）（サイバー通信情報監理委員会）

〃　○防災庁設置法の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房）

〃　○防災庁組織令（決定）（同上）

〃　○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

〃　○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）

〃　○国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）

〃　○地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）

資料あり　○私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（決定）（文部科学・財務省）
〃　○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
〃　○栄養士法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
〃　○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
〃　○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
〃　○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
〃　○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（決定）（農林水産・財務省）
〃　○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
〃　○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
〃　○農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）
〃　○土地区画整理法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
〃　○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（防衛省）
〃　○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）（同上）

◎人　事

資料なし　☆法務大臣山下貴司の海外出張について（了解）
資料あり　☆元宮崎県議会議員外山三博外７８３名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

資料あり　☆元特命全権大使岡田　隆外１名の外国勲章受領許可について（決定）

〔○署名あり　☆署名なし〕